

基調提案・人種差別撤廃条約の早期批准を!!

友 永 健 三

れました。

一方、国連においても、昨年一月には死刑の廃止を求めた条約が、さらに二月には子どもの人権条約が相次いで採択されました。そして、本年二月には、外国人労働者の権利条約が採択される運びとなっています。

こうしてみますと、わたしたちが体験している、この歴史的転換点は、世界の平和と民主主義、人権確立にむけたものであるといえましよう。

二

けれどもわたしたちは、この歴史的な転換点を手離して

世界人権宣言四二周年記念集會を開催するにあたり、簡潔に基調提案をおこないます。
現在、わたしたちは第二次大戦以降、最大の歴史的転換点に立っています。

昨年一月東・西ドイツを隔てていた「ベルリンの壁」が崩壊し、本年一〇月ドイツ統一が実現しました。また、本年二月には二七年六カ月もの永きにわたって獄中に捕われていたネルソン・マンデラANC副議長が釈放され、ANCを始めとする民主的運動団体の活動が合法化さ

喜んでいるわけにはまいりません。

本年八月にはイラクによるクウェートの侵略があり、国連を始めとする全世界的な非難の高まりにもかかわらず、事態の改善はみられていません。また、南アフリカにおけるアパルトヘイトも部分的な手直しはなされたのみで、根本的な廃絶は、これからの課題として残されています。

さらに、アメリカやヨーロッパにおいても新しい人種差別主義が台頭してきています。たとえば、本年五月フランスでは何者かによってユダヤ人のお墓があげられ、遺体が傷つけられるというショッキングな事件が生じています。

日本でも、このような危険な傾向が強まっています。例えば、昨年から今年にかけてパケット通信という時代の最先端をゆく通信手段を利用して大量に差別文書が流布されるという事件が生じています。その中には、大阪や和歌山の「部落地名総鑑」が含まれていただけでなく、「原発が危険なものなら部落につくればよい、それでもいやなら韓国につくり、日本までケーブル引っ張って、送電してもらえ……奴らは人間ではなく、人権なども無い、奴らは殺してもよい、奴らのところには原発のような、なまやさしいものではなく、原爆実験場をつくり、奴らを殺せ……」などといった悪質極まりない差別文書も含まれていたのです。また、今年の一〇月には梶山法務大臣が、東京の新宿で

も外国人労働者が増加してきていることに関係して「アメリカにたとえると、クロがシロを駆逐してしまったような状況である」という、重大な差別発言を、マスコミ関係者がいる前で、おこなうという事態が生じています。

三

このような、国の内外における厳しい人権状況を直視したとき、改めて世界人権宣言を始めとする一連の人権関係諸条約の精神にたちかえり、これらの精神の実現にむけて、国や地方自治体はもとより、民間団体や全ての人々が、取り組みを強化していくことが求められています。

その中でも、今日およそ一三〇カ国もの多数の国によって締結されている人種差別撤廃条約は、それに先立って国連で採択された人種差別撤廃宣言とともに極めて重要な使命を担っている国際文書です。

人種差別撤廃宣言や同条約は、一九六〇年前後に、ネオ・ナチズムが急速に台頭してきたことに対して、これを芽の内に摘み取るために国連で採択されたものです。また、これらの宣言や条約が採択されたことの背景には、アフリカにおいて多数の国が次々と独立を達成し、相次いで国連に加盟してきたという歴史的な背景も存在していたので

す。
ところで、人種差別撤廃宣言や同条約では、人種差別を撤廃することの意義と重要性が次のように指摘されています。

- 人種差別の撤廃は、人権尊重の基礎にすえなければならぬ最重要課題である。
- 人種差別というものは、人間の尊厳を冒瀆する非科学的、非道徳的なものである。
- 人種差別は、社会の平穩と世界の平和を脅やかすものである。
- 人種差別は、差別を受ける人びとだけでなく、差別をずる人びとの人間性をも損うものである。

四

次に、人種差別撤廃条約の中では、差別を撤廃するため、この条約の締約国に、以下に紹介する取り組みを実施することを求めています。

- 差別は人間の尊厳を冒瀆する犯罪であるから、これを法律で禁止する必要がある。とりわけ、差別を宣伝・煽動したり、これらを目的とした団体を結成したり加入することは犯罪とみなして処罰しなければならない。

- 差別されている人々が差別の結果劣悪な実態に置かれていなければならない、特別の積極的な施策を実施することによって改善していく必要がある。このような差別を撤廃するための特別措置は差別とみなしてはならない。

- 差別意識に対しては、教育・文化・マスメディアによって働きかけ、撤廃していく必要がある。なお、教育・文化・マスメディアによって働きかけていく際には、それぞれの集団の相互理解と協調を促進する必要がある。

なお、人種差別撤廃条約が対象としている差別の事由は広く、狭義の人種差別のみならず、民族差別や身分差別、さらには独自の文化をもった地方の出身者に対する差別をも対象としていることに注意する必要があります。

また、この条約を遵守することが求められる主体は、国や地方公共団体などの公的機関だけでなく、民間の企業や民間団体、さらには一人ひとりの個人にまで及んでいることにも留意しておく必要があります。

さらに、この条約が対象としている分野は広く、政治、経済、社会、文化活動など全ての分野に及んでいることも強調しておきたいと思えます。

この条約に入った国は、この条約の実施状況について、締約後は一年以内、その後は二年に一回、一人の委員で構成されている人種差別撤廃委員会に報告書を提出するこ

とが義務づけられています。この報告書の提出を受けた同委員会は、報告書提出国の参加も得る中で、これを審議し、一般的な論評を加えた報告書を作成し、最終的には国連総会に報告することとなっています。

また、この条約の第一四条では、この条文を受け入れることを宣言した国については、個人または団体であったとしても、この条約が履行されていない場合には、人種差別撤廃委員会に通報することを認めています。通報を受けた同委員会は、通報のあった国から説明を求めるとともに、その国と建設的な対話を重ねることによって事態の改善に努力することとなっています。

五

以上紹介してきましたように、人種差別撤廃条約は極めて大きな意義を持った条約です。今日、この条約はおよそ一三〇カ国もの多くの締約国をみており、いわば国際的常識となっています。

ところが、誠に残念なことに、日本はまだこの条約に入っていないのです。国連を始めとした国際的な世論は、機会があるたびに、この条約の未批准国に早期批准を求め続けています。

日本国内においても、すでに二〇年以上前から、この条約の仲間入りすることを求めた運動がくりひろげられ、およそ五四〇を超える地方自治体の議会決議が出されていますし、三〇〇万名に達する署名が寄せられています。

人種差別撤廃条約の早期批准を求めた、このような国の内外における世論の盛り上りに対して、政府は、国会答弁の中で、「日本政府は、基本的にはこの条約に賛成である。ただ、この条約は差別宣伝や差別煽動、さらにはこれらを目的とした団体を結成したり、これに加入することを犯罪とみなして処罰することを求めている。これが日本国憲法で定められている表現の自由なり、結社の自由と抵触するおそれがある。この問題の調整のために時間を貸して欲しい」と答えています。そして、この答弁が二〇〇年来続いていて、全く進展がみられません。

ところが、この条約に入っているおよそ一三〇カ国の内のほとんどの国が、日本政府が指摘している同様の問題を抱えながらも、人種差別撤廃条約の重要性を認識する中で、国内法を可能な範囲内で整備し、この条約に参加しているのです。

だとするならば、日本も、この条約の仲間入りを果たしている多くの国の経験に学ぶことによって、国内法を整備し、早急にこの条約に入ることは可能なのではないでしょ

うか。

六

人種差別撤廃条約に、日本が加わることは極めて大きな意義があります。

なによりもまず、日本が国際社会の仲間入りを果たし、共に歩むという姿勢を明らかにすることができず。この点は、今日、日本が経済面や政治面において、世界で重要な役割を担うところとなってきた一方で、政府高官による人種差別発言が相次ぎ、日本に対する国際的批判が強まっているだけに、決定的に重要なことです。

さらに、この条約は、アパルトヘイトを明確に否定していますから、アパルトヘイトの廃絶にむけた取り組みを強化するためにも役立つという意義があります。

けれども、この条約に加わることの意義はこれだけではなくありません。日本国内に存在する被差別部落民やアイヌ民族、在日韓国・朝鮮人を始めとする定住外国人、さらには近年急増している外国人労働者に対する差別を撤廃していく上でも極めて大きな役割を果たすことができます。

例えば、近年、これらの差別を撤廃し、人権を確立するために、部落解放基本法やアイヌ民族に関する法律、さら

には在日旧植民地出身者に対する戦後補償および人権保障法などの制定を求めた運動が展開されていますが、これらの法律制定要求は全て、人種差別撤廃条約の内容に完全に合致しており、いわばこの条約の国内法となっているといえるでしょう。

おりしも、本年は、人種差別撤廃条約が一九六五年一月に国連で採択されて二五年という節目の年にあたっています。この記念すべき年にあたり、世界人権宣言中央実行委員会や反差別国際運動日本委員会に結集するわたしたちは、国の内外の志を同じくする多くの人々と連携し、一日も早い、日本の人種差別撤廃条約の批准と国内法整備を実現して参りたいと思います。

なお、最後になりましたが、本日の記念集会にご参加頂いたカール・ヨゼフ・パーチ先生とナタン・レルナー先生は、この条約に関する世界的な権威であり、お二人のお話からも多くの示唆を得ることができると確信しているところです。遠方よりご来日頂いたゲストに感謝の言葉を申し上げ、基調提案を終りたいと思います。